

子どもたちの体験活動「志^{したいけん}taiken」支援事業補助金
企画提案募集要領

佐賀県青少年育成県民会議

1 目的

県内の子どもたちを対象にした地域での体験・交流活動を支援し、子どもたちが参加する機会を増やすことで、のびやかで健やかな成長を促し、地域で子ども・若者を育成する力を向上させるとともに、ふるさと佐賀への誇りや愛着、将来社会に出て地域で活躍できる子どもの育成を推進する。

2 補助対象事業

(1)「taiken」部門

①実施内容

子どもが自ら考える体験・交流活動

②補助金額

上限10万円

③補助事業数

15件程度

※うち5件程度は、高校生・大学生等を中心とする団体を優先的に選考する

④補助率

10/10

⑤参加対象者

佐賀県内に居住する小学生以上中学生以下

⑥要件（以下の要件をすべて満たすこと）

＜事業内容に関する要件＞

- ・佐賀県内に居住する小学生以上中学生以下（**最低5名以上**）を対象とした体験又は交流活動であること
- ・地域の歴史、文化、偉人、史跡、職業等を学ぶメニューを盛り込み、子ども達の佐賀への誇りや愛着が高まる内容であること
- ・原則、新規の事業であること。ただし、既存事業を活用して行う場合は、規模の拡大や、新たな内容を盛り込むことを条件とする

＜団体に関する要件＞

- ・継続的に活動している又は今後継続的に活動する3名以上の団体等であり、団体口座を有していること
- ・宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体等ではないこと
- ・暴力団、暴力団員が役員となっている団体等、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体等ではないこと

⑦活動事例

- ・キャンプ、自然観察などの自然体験活動

- ・科学実験教室等の科学体験活動
 - ・文化、芸術、スポーツ等を通じ地域や参加者同士との交流を目的とする体験活動
 - ・清掃活動等の社会奉仕体験活動
 - ・地域の商店街、農業、漁業等の体験活動
 - ・ドローン操縦、プログラミング等のデジタル技術体験活動 など
- ※営業活動を行う団体等が、既に実施している取組（スポーツ教室やパソコン教室等）は対象外とする

⑧企画提案、事業実施にあたっての留意点

- ・既存事業を活用して行う場合は、規模の拡大や、新たな視点を盛り込むこと
- ・アンケート等を実施し事業実施結果の振り返りを行うこと
- ・原則、広告物等に「地域W A O N 寄付金事業」を活用して実施していること及び子育てし大県“さが”のロゴマークを記載すること
- ・安全に十分配慮すること
- ・一過性に終わらず継続的な地域活動を目指すこと
- ・提出する活動写真は佐賀県青少年育成県民会議や県の広報等でも活用予定であるため、参加者には事前に撮影・掲載許可を取ること

(2)「骨太」部門

①実施内容

子どもが自ら考える体験・交流活動

②補助金額

上限50万円

③補助事業数

2件程度

④補助率

10/10

⑤参加対象者

佐賀県内に居住する小学生以上中学生以下

⑥要件（以下の要件をすべて満たすこと）

＜事業内容に関する要件＞

- ・佐賀県内に居住する小学生以上中学生以下（**最低15名以上**）を対象とした体験又は交流活動であること
- ・地域の歴史、文化、偉人、史跡、職業等を学ぶメニューを盛り込み、子ども達の佐賀への誇りや愛着が高まる内容であること
- ・原則、新規の事業であること。ただし、既存事業を活用して行う場合は、規模の拡大や、新たな内容を盛り込むことを条件とする
- ・**県全域から広域的な参加を募ること**
- ・**子ども自らが考える骨太な体験活動が含まれていること**

＜団体に関する要件＞

- ・継続的に活動している又は今後継続的に活動する3名以上の団体等であり、団体口座を有していること

- ・宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体等ではないこと
- ・暴力団、暴力団員が役員となっている団体等、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体等ではないこと

⑦活動事例

- ・キャンプ、自然観察などの自然体験活動
- ・ＣＳＯと子どもたちが、地域の偉人を活用した地域活性化イベントを共同企画
- ・企業と子どもたちが、地域の特色を活かした新商品を共同開発
- ・地元商工会と子どもたちが、地域の特産品を活かしたＢ級グルメを共同開発

※営業活動を行う団体等が、既に実施している取組（スポーツ教室やパソコン教室等）は対象外とする

⑧企画提案、事業実施にあたっての留意点

- ・既存事業を活用して行う場合は、規模の拡大や、新たな視点を盛り込むこと
- ・アンケート等を実施し事業実施結果の振り返りを行うこと
- ・原則、広告物等に「地域ＷＡＯＮ寄付金事業」を活用して実施していること及び子育てし大県“さが”のロゴマークを記載すること
- ・安全に十分配慮すること
- ・一過性に終わらず継続的な地域活動を目指すこと
- ・提出する活動写真は佐賀県青少年育成県民会議や県の広報等でも活用予定であるため、参加者には事前に撮影・掲載許可を取ること

3 実施主体

市町民会議、県内で活動するＣＳＯ※、団体（高校生・大学生等の団体、青年部等 部単位での実施を含む）及び県内企業（以下「団体等」という）

※ＣＳＯとは…Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、NPO法人、市民活動・ボランティア団体（以上志縁組織）、自治会・町内会、婦人会、老人会、子ども会、PTA（以上地縁組織）といった組織・団体をいう。

4 補助対象経費

- （１）人件費 ※組織運営に係るものは認めない
- （２）旅費
- （３）消耗品費
- （４）印刷費
- （５）広告費
- （６）通信、運搬費
- （７）保険料
- （８）委託費（事業全体の３割以内）
- （９）使用料、賃借料

(10) その他、事業実施に必要な経費と認められるもの
[補助対象外経費]

- (1) 記念品代やお土産代等の交際費
- (2) 接待や交流会などの飲食費(※参加者に対する軽微な飲食費は除く)
- (3) 組織運営のための管理費及び備品購入費
- (4) 組織運営のための実施団体の構成員の人件費
- (5) 領収書等金額が確認できるものが残っていない経費
- (6) その他、補助対象経費として不適切と判断されるもの

5 応募方法

企画提案書等に必要事項を記入の上、以下により応募してください。

(1) 提出方法

- ①LoGo フォームによる提出(電子用)

<https://logoform.jp/form/jbBd/957485>

- ②持参、郵送による提出(紙用)

佐賀県青少年育成県民会議事務局宛て

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県 男女参画・こども局 こども未来課内

(2) 提出期限

令和7年5月30日(金) 17:00 必着

(3) 提出書類

- ①企画提案書(様式1) ※任意様式可

- ②収支予算書(様式2) ※任意様式可

- ③団体調書(様式3) ※任意様式可

- ④チェックシート(様式4)

- ⑤団体の活動内容が分かる資料(チラシ等) ※任意

※ 任意様式で提出する場合は、規定様式の必要事項を全て含み A4 サイズ縦書きで作成してください。

※様式は県 HP からダウンロードすることができます。

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00367738/index.html>



6 選考方法

(1) 審査会

申請書類により書面審査を行い、選考結果について6月上旬をめどに通知します。

(2) 開催日時 令和7年6月上旬予定

7 選考基準

主な選考基準は次のとおりです。

(1) 「taiken」 部門

- ①地域での体験・交流活動の活性化（広がり）が期待できること
- ②子どもたちの佐賀への誇りや愛着が高まる内容であること
- ③多くの子どもたちの参加が見込まれること
- ④新規の事業であること。既存事業の場合は、規模の拡大や新たな内容が十分に盛り込まれていること
- ⑤実施可能な適切な計画となっていること
- ⑥人員や体制が十分であること
- ⑦経費見積りが活動内容に見合った適正な積算であり、経費削減に努めていること
- ⑧その他評価すべき点があること

(2) 「骨太」 部門

- ①県全域から広域的な参加を募ること
- ②子ども自らが考える骨太な体験が含まれていること
- ③地域での体験・交流活動の活性化（広がり）が期待できること
- ④子どもたちの佐賀への誇りや愛着が高まる内容であること
- ⑤多くの子どもたちの参加が見込まれること
- ⑥新規の事業であること。既存事業の場合は、規模の拡大や新たな内容が十分に盛り込まれていること
- ⑦実施可能な適切な計画となっていること
- ⑧人員や体制が十分であること
- ⑨経費見積りが活動内容に見合った適正な積算であり、経費削減に努めていること
- ⑩その他評価すべき点があること

8 補助金の交付

選考の結果、採択された団体は補助金交付申請を行い、事業を実施してください。事業終了後30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書等を提出してください。内容が適正と認められた後、指定口座に補助金を振込みます。（必要に応じて前金払い（概算払）も可能です。）

9 活動報告会

県民会議が活動報告会を開催する場合、報告を依頼する場合があります。

10 その他

- (1) 補助事業となった事業は、佐賀県青少年育成県民会議や県のホームページで事例として公表することがあります。
- (2) 応募に伴う経費はすべて応募者の負担となります。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) Q & Aを別紙にまとめておりますので、参考にしてください。

1 1 個人情報の取り扱い

応募に伴う個人情報は、「佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム」に基づいて適切に管理し、当事業に関する事務にのみ使用しそれ以外の目的では使用しません。

この事業は「地域WAON寄付金事業」を活用して実施します。

- イオン株式会社との包括協定に基づき、「がばいよか！佐賀WAON」カードの利用金額の0.1%（1,000円毎に1円）が、佐賀県へ寄附されています。
- 「佐賀県の子どもたちの夢や未来を応援する事業」に活用します。

